

生徒指導関係

はじめに

- 1 以下を校則として定める。男女に差はない。
- 2 疾病などの特別な場合を除き、下記の校則を基に全生徒に対し同一の指導を行う。
- 3 教職員が不適切であると判断した場合は、以下に示した内容に限らず随時指導を行う。
- 4 この校則は、新たに出た教育上の課題や生徒、保護者、教職員などの意見を学校や地域の状況、社会の変化などを踏まえて協議し、適宜適切なものに変更する。その場合はHPで公開している校則を変更し、周知する。

校則

1 服装について

- (1) 服装は私服とする。ただし、華美なものや露出が多いもの（タンクトップ、腹部が見えるシャツなど、丈の短いズボンやスカートなど、透けていたり穴が開いていて肌が見えたりするもの）は着用しない。
- (2) 式事（入学式、卒業式、始業式、終業式）には、スーツなどフォーマルな式事にふさわしい服装（式服）を着用する。
- (3) ピアス（透明ピアスは可）やネックレス、ブレスレット、指輪などの装飾品を着用しない。
- (4) 校舎内で、帽子やフードを着用しない。
- (5) 校舎内では、指定のスリッパ（要記名）を使用する。
- (6) 体育館では、指定の体育館シューズ（要記名）を使用する。ただし、部活動時は私物の室内用シューズ（ソールがノンマーキングであるもの）を着用することも可とする。
- (7) 靴下を着用する。
- (8) 登下校時は、不安定な履物（サンダルなど）を使用しない。

2 頭髪について

- (1) 頭髪の染髪（白髪染めは要相談）や脱色をしない。
- (2) 頭髪にパーマ（カール、ストレート問わず）をかけない。
- (3) 通常時や行事時を問わず、髪型を加工（アイロンの使用など）しない。
- (4) 前髪を周囲の人から目が見えない長さにしない。長い場合は髪を分ける。
- (5) 華美な髪留め（ヘアピンやヘアゴム以外）を着用しない。
- (6) 特異または奇抜な髪型にしない。

3 服装や頭髪以外の身だしなみについて

- (1) 顔の化粧をする場合は最低限（カラーコンタクトやつけまつ毛をつけない）で行う。
- (2) 顔以外の化粧（タトゥーシールやボディペイントなど）をしない。
- (3) ネイルやマニキュア（透明色は可）をしない。

- (4) 爪^{つめ}を長くしない。
- (5) 過度^{かど}な匂い^{にお}を発する香水をつけない。
- (6) 髭^{ひげ}を伸ばさない。

4 通学方法について

- (1) 自動車やバイク、原動機付自転車^{げんどうきつじてんしゃ}、キックボード（人力・電動問わず）で通学しない。
（事業所の正規職員として勤務していて、始業時間に間に合わない場合は要相談）
- (2) 自転車通学をする場合、自転車点検日に自転車点検及びヘルメット^{ヘルメット}所有の確認を受ける。
通学時はヘルメットの着用^{ちゅうりん}に努め、指定の駐輪場（東棟北側）に駐輪する。

5 飲酒や喫煙について

- (1) 20歳未満の生徒は、学校管理下であるかどうかに関わらず、飲酒や喫煙をしたり、アルコール飲料や喫煙具^{きつえんぐ}（たばこやライターなど）を保持したりしない。
また、アルコールを含んでいるかどうかに関わらずアルコール飲料に類似した飲料（ノンアルコールビールやノンアルコールカクテルなど）を飲んだり、ニコチンやタールを含んでいるかどうかに関わらず電子タバコや加熱式タバコ^{かねつしき}などを使用したり保持したりしない。
- (2) 20歳以上の生徒であったとしても、学校管理下（登下校中、校外での活動も含む）では、飲酒や喫煙をしたり、アルコール飲料や喫煙具^{きつえんぐ}（たばこやライターなど）を保持したりしない。
また、学校管理下ではアルコールを含んでいるかどうかに関わらずアルコール飲料に類似した飲料（ノンアルコールビールやノンアルコールカクテルなど）を飲んだり、ニコチンやタールを含んでいるかどうかに関わらず電子タバコや加熱式タバコなどを使用したり保持したりしない。

6 電子機器^{でんしきき}について

- (1) S Tや授業中は、私物の携帯電話^{けいたいでんわ}（スマートフォンなど）やタブレットPCの電源を切るか、サイレントモードなど音や振動^{しんどう}が鳴らないようにして鞆^{かばん}の中に入れる。
- (2) 清掃時は、私物の携帯電話（スマートフォン）やタブレットPCの電源を切るか、サイレントモードなど音や振動が鳴らないようにして使用しない。
- (3) スマートウォッチなどの腕時計^{うでどけい}は、時間を確認すること以外にS Tや授業中に使用しない。また、サイレントモードなど音や振動が鳴らないようにする。
- (4) 学校のタブレットの使用^{使用}方法や考査中における電子機器の取り扱い^{取り扱い}は別で定める。

7 下校時刻について

授業が終わり次第^{しだい}すみやかに帰宅する。部活動、委員会などの活動があったり、放課後の体育館開放に参加したりする場合でも、教員の付き添いがない場合は、遅くとも21時30分には正門^{せいもん}または東門を出て下校する。

8 特別指導^{特別指導}について

(1) 特別指導の対象事項

- ア 無免許運転
- イ 暴力（過度な暴言を含む）
- ウ 窃盗
- エ 万引き
- オ いじめ
- カ たかり
- キ 盗撮
- ク インターネットを介した不適切な情報発信
- ケ 電車やバスなどの不正乗車
- コ 薬物乱用
- サ 20歳に満たない生徒の飲酒や喫煙（アルコール飲料や喫煙具の保持も同様）
- シ 18歳に満たない生徒のパチンコなどの遊技施設の立ち入り
- ス 意図的な器物破損
- セ その他生命や財産に関わる違法行為
- ソ 考査中の不正行為
- タ 個別の段階指導でも改善されない問題行動
- チ その他特別指導が必要と判断されるもの

(2) 特別指導の内容

特別指導は、登校指導とする。ただし、指導に従い、学校を続けるという意思確認ができるまで家庭待機とする。指導を通じて、別室で職員と自身の行動の振り返りを行い、考え方を改め、今後の行動を決意する。

(3) 特別指導の手順

- ① 保護者同伴で意思確認
- ② 職員からの指導・職員との面談・反省文
- ③ 保護者同伴で学校長による申し渡し（始）
- ④ 職員からの指導・職員との面談・補充学習・日課表（毎日活動の記録）
- ⑤ スクールカウンセラーなどと面談
- ⑥ 決意文
- ⑦ 保護者同伴で学校長による申し渡し（終）
- ⑧ 状況に応じた観察指導

9 個別指導について

- (1) 下記の(2)の場合は、職員からの指導や職員との面談、反省文指導などその都度適切な個別指導をする。

指導後、改善されず繰り返し行われる場合は、段階指導（担任指導→生徒指導部員指導→生徒指導部長指導→教頭指導）を行う。それでも改善されない場合は特別指導の対象とする。ただし、過度の場合は段階指導を経ず、特別指導の対象とすることもある。

(2) 個別指導の対象事項

- ア 怠学（たいがく 正当な理由がないまたは無断の遅刻や早退、欠席、授業の中抜けなど）
- イ 暴言
- ウ 迷惑行為（大きな音や声を出す、携帯電話やイヤホンを使用しながら歩くなど）
- エ 不適切な身だしなみ
- オ 授業中の私物の電子機器など、学習に不適切な物の使用
- カ 授業中に私物の電子機器などの音（振動音含む）が鳴る
- キ 無許可自動車通学（バイクや原動機付自転車を含む）
- ク 不適切な態度
- ケ 指導拒否（きよひ）
- コ その他個別指導が必要と判断されるもの

10 欠席・遅刻・早退について

- (1) 正当な理由なく、欠席や遅刻、早退をしない。
- (2) 遅刻や欠席をする場合は、17時00分までに学校に電話し理由を伝える。
保護者に電話してもらうことが望ましい。（定時制直通 0533-68-6202）
- (3) 遅刻して登校した場合、職員室に行き、記録カードを記入する。その後、教室に入室する際に担当の職員に記録カードを提出する。
- (4) 授業中にトイレに行った場合など再度教室に入室する際は、職員室に行き、記録カードを記入する。その後、教室に入室する際に職員にカードを提出する。
- (5) 早退する場合は、職員室に行き、記録カードを記入し提出する。自宅に帰着したら、学校に電話し、帰着したことを伝える。（定時制直通 0533-68-6202）

11 職員室入室について

- (1) 職員室に入室する際は、入口で防寒具（ぼうかんぐ コートや手袋、マフラーなど）を脱ぎ、入口左側の荷物置きに防寒具や鞆などの荷物を置く。身だしなみを整える。
- (2) 職員室に入室後、「失礼します。○年、○○です。用件は・・・」と氏名や用件を述べる。退室する際は、「失礼しました。」と述べる。

12 その他の個別指導に関する基本的なことについて

- (1) 学校内について
 - ア 一度登校した後は、校外に出ない。
 - イ 携帯電話（スマートフォンなど）を使用しながら歩かない。
 - ウ イヤホンやヘッドホンなどを着用して歩かない。
 - エ 飲食しながら歩かない。
 - オ 大きな音楽を鳴らさない。

- カ 大きな音を出さない。
 - キ 正しい言葉遣いをする。
 - ク 私物の管理は自身で行い、紛失しないように努める。
 - ケ 学校生活に必要な物（多額のお金やゲーム機など）は持参しない。
 - コ 金銭の貸借はしない。
 - サ 他人の物を勝手に使わない。
 - シ STや授業中に携帯電話や飲食物、鞆など学習に不要な物を机の上に置かない。
- (2) 学校外について
- ア 深夜に出歩かない。外泊する場合は保護者の許可を取る。
 - イ アルバイトは、学校生活に影響ない範囲で行う。
 - ウ 交通事故に遭った場合、担任及び生徒指導部に報告する。
 - エ 自動車学校などに運転免許（自動車、バイクなど）を取得するために行く場合は、学校生活に影響がない時間に通学する。
 - オ 自動車学校などに運転免許（自動車、バイクなど）を取得するために行く場合は、事前に担任及び生徒指導部に報告し、事前指導を受ける。
 - カ 学校から電話があり、出られなかった場合は折り返し電話する。
- (3) その他
- 上記の(1)及び(2)に記載されている以外のことであっても、その他指導されたことを自身の行動の改善に繋げる。

13 補足

蒲郡高校定時制の生徒であるかどうかに関わらず、20歳に満たない者の飲酒（お酒を飲む）や喫煙（たばこを吸う）、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）は禁止されている。それは、保護者が同席していたり、保護者の許可があったりしたとしても認められない。

また、18歳に満たない者は、深夜（特に夜23時から朝6時まで）は外出を控えなければならない。深夜徘徊として補導対象であり、事件に巻き込まれたり、非行行為に繋がったりする可能性が高い。

本校は夜間定時制であり、平常日は17時から21時（部活動や委員会活動などがある生徒は21時半）近くまで、学校生活を行う。帰りはすみやかに帰宅し、睡眠時間を確保し、生活習慣を正してほしい。日中の過ごし方は生徒により異なるが、家庭学習やアルバイトなど有意義に時間を活用することで、メリハリのついた活力のある学校生活を送ることができる。